



# 島根県報

平成18年 3 月24日 (金)  
号外 第 11 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	( 総 務 課 )	2
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	( 職 員 課 )	4
島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則	( 市 町 村 課 )	4
島根県農業技術センター分析等に関する規則	( 農 業 経 営 課 )	10

### 告 示

島根県農業技術センター分析規程の廃止	( 農 業 経 営 課 )	14
島根県しまねの味開発指導センター分析等実施要綱の廃止	(       "       )	14

### 訓 令

島根県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正	( 市 町 村 課 )	14
--------------------------------	-------------	----

## 公布された条例等のあらまし

### 島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第 8 号)

#### 1 規則の概要

実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えることに伴う規定の整理及び審査請求書の様式の追加を行うこととした。(第13条・様式第 5 号関係)

#### 2 施行期日

平成18年 4 月 1 日から施行することとした。

### 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第 9 号)

#### 1 規則の概要

- (1) 公務災害補償等認定委員会の庶務は、総務部人事課において処理することとした。(第 5 条関係)
- (2) 県内の市町村の住民基本台帳に記録されている者は、届出に係る事実を証明する書類その他の資料の一部の添付を省略することができることとした。(第15条関係)
- (3) その他規定の整理

#### 2 施行期日

平成18年 4 月 1 日から施行することとした。

### 島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 (規則第10号)

#### 1 規則の概要

- (1) 知事が本人確認情報を利用する場合における手続等について定めることとした。(第 3 条関係)
- (2) 知事以外の執行機関が知事から本人確認情報の提供を受ける場合における手続等について定めることとした。(第 4 条関係)
- (3) 知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法を定めることとした。(第 5 条関係)
- (4) 知事が本人確認情報を利用することができる事務を定めることとした。(第11条・別表第 1 関係)
- (5) 知事以外の執行機関が本人確認情報の提供を受けることができる事務を定めることとした。(第12条・

別表第2関係)

(6) その他規定の整理

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

島根県農業技術センター分析等に関する規則(規則第11号)

1 規則の概要

(1) 農業又は食品に関する分析又は試験(以下「分析等」という。)を依頼しようとする者は、分析等依頼書に試料を添えて島根県農業技術センターの長(以下「所長」という。)に提出しなければならないこととした。(第2条・様式第1号関係)

(2) 所長は、分析等を行う必要がないと認めるとき、又は分析等を行うことができないときは、依頼に応じないことがあることとした。(第3条関係)

(3) 所長は、分析等が完了したときは、分析等成績書を当該分析等を依頼した者に交付することとした。(第4条・様式第2号関係)

(4) 食品に関する分析又は試験について分析等成績書の複本の交付を請求しようとする者は、成績書複本交付申請書を所長に提出しなければならないこととした。(第4条・様式第3号関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

---

規 則

---

島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第8号

島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

島根県個人情報保護条例施行規則(平成14年島根県規則第84号)の一部を次のように改正する。

第13条中「昭和37年法律第160号)」の次に「第5条に規定する審査請求をしようとする者は審査請求書(様式第5号)を、同法」を加え、「ものは、」を「者は」に、「様式第5号)を」を「様式第6号)をそれぞれ」に改める。

様式第5号を様式第6号とし、様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第 5 号 ( 第13条関係 )

審 査 請 求 書

年 月 日

( 実施機関 )

様

審査請求人 住所又は所在地

氏名又は名称

印

( 年 月 日生 歳 )

年 月 日付け 第 号 で通知があった処分について、次のとおり審査請求をします。

審査請求に係る処分	
審査請求に係る処分があったことを知った年月日	
審査請求の趣旨	
審査請求の理由	
審査請求ができることの教示の有無及びその内容	
備 考	

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

---

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第9号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第4条中「きいて」を「聴いて」に改める。

第5条第6項中「総務部職員課」を「総務部人事課」に改める。

第15条第3項に次のただし書を加える。

ただし、県内の市町村の住民基本台帳に記録されている者は、第1項第1号及び第4号ア（条例第14条第1項第5号に限る。）並びに第2項に規定する場合に、その事実を証明する書類その他の資料の添付を省略することができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

---

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第10号

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

島根県住民基本台帳法施行細則（平成14年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、住民基本台帳法施行規則」を「及び住民基本台帳法施行規則」に改め、「及び住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）」を削り、「という。）」の次に「及び住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号。以下「条例」という。）」を加える。

第6条第2項中「第3条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条を第10条とする。

第5条第2項中「第3条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条を第9条とし、第2条から第4条までを4条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の4条を加える。

（用語の定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本庁等 島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）第12条第1項及び第2項に規定する課等、島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第8号）第6条に規定する課、県議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局並びに警察本部をいう。
- (2) 地方機関 島根県行政組織規則第17条に規定する地方機関をいう。

（本人確認情報の利用）

第3条 本庁等及び地方機関の長は、法第30条の8第1項の規定に基づき、本人確認情報を利用しようとするときは、本人確認情報を利用する事務の内容、職員その他の事項を記載した書面を提出して、毎年、知事が定める者の承認を受けなければならない。承認を受けた内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 本人確認情報を利用する本庁等及び地方機関の長及び職員は、法令等を遵守し、本人確認情報の漏えい、滅失及びき

損の防止に努めるとともに、前項の承認を受けた事務以外の事務の処理に関し本人確認情報を利用してはならない。

3 本人確認情報を利用する本庁等及び地方機関の長及び職員は、知事が定める者が実施する本人確認情報の利用に関する研修を受講するものとする。

4 本人確認情報を利用する本庁等及び地方機関の長は、毎月の本人確認情報の利用状況を知事が定める者に報告しなければならない。

( 知事以外の執行機関への本人確認情報の提供 )

第 4 条 前条の規定は、本庁等及び地方機関の長及び職員が法第30条の 8 第 2 項の規定に基づく本人確認情報の提供を受ける場合について準用する。

( 本人確認情報の提供方法 )

第 5 条 条例第 4 条の規定による保存期間に係る本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）によるものとする。

第10条の次に次の 2 条を加える。

( 本人確認情報の利用に係る事務 )

第11条 条例別表第 1 に規定する規則で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める事務とする。

( 知事以外の執行機関への本人確認情報の提供に係る事務 )

第12条 条例別表第 2 に規定する規則で定める事務は、別表第 2 の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める事務とする。

附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1 ( 第11条関係 )

区 分	事 務
1 条例別表第 1 の 1 の項の規則で定める事務	宗教法人法（昭和26年法律第126号）第25条第 4 項の規定による書類の写しの提出に係る宗教法人の役員の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
2 条例別表第 1 の 2 の項の規則で定める事務	(1) 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 (2) 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査 (3) 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
3 条例別表第 1 の 3 の項の規則で定める事務	(1) 補償の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 (2) 補償を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査 (3) 補償を受ける権利を有する者又は遺族補償年金を受けることができる遺族の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 (4) 福祉事業の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (5) 福祉事業のうち奨学援護金若しくは就労保育援護金の支給の要件に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査 (6) 福祉事業のうち奨学援護金若しくは就労保育援護金の支給を受けている者又はその支給対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

4 条例別表第1の4の項  
の規則で定める事務

- (1) 県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉦区税、自動車取得税、軽油引取税又は狩猟税の賦課に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
  - ア 納税義務者若しくは納税義務があると認められる者（以下この項において「納税義務者等」という。）又は特別徴収義務者
  - イ 納税義務者等又は特別徴収義務者が法人である場合は、その法人（当該法人が合併した場合には、当該合併後存続する法人又は合併により設立された法人を含む。）の役員
  - ウ 納税義務者等又は特別徴収義務者の相続人
- (2) 県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉦区税、自動車取得税及び軽油引取税並びにこれらに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費（以下この号において「県税等」という。）の徴収に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
  - ア 納税義務者等若しくは特別徴収義務者又はこれらの第二次納税義務者若しくは保証人（以下この号において「納税者等」という。）
  - イ 県税等の納税者等が法人である場合は、その法人（当該法人が合併した場合には、当該合併後存続する法人又は合併により設立された法人を含む。）の役員
  - ウ 県税等の納税者等の相続人
  - エ 県税等の納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者
  - オ 県税等の納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者
  - カ 県税等の納税者等が有する財産を占有している第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
  - キ 県税等の納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

5 条例別表第1の5の項  
の規則で定める事務

- (1) 産業廃棄物減量税の賦課に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
  - ア 納税義務者若しくは納税義務があると認められる者（以下この項において「納税義務者等」という。）又は特別徴収義務者
  - イ 納税義務者等又は特別徴収義務者が法人である場合は、その法人（当該法人が合併した場合には、当該合併後存続する法人又は合併により設立された法人を含む。）の役員
  - ウ 納税義務者等又は特別徴収義務者の相続人
- (2) 産業廃棄物減量税並びにこれらに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費（以下この号において「産業廃棄物減量税等」という。）の徴収に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
  - ア 納税義務者等若しくは特別徴収義務者又はこれらの第二次納税義務者若しくは保証人（以下この号において「納税者等」という。）
  - イ 産業廃棄物減量税等の納税者等が法人である場合は、その法人（当該法人が合併した場合には、当該合併後存続する法人又は合併により設立された法人を含む。）の役員

	<p>ウ 産業廃棄物減量税等の納税者等の相続人</p> <p>エ 産業廃棄物減量税等の納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者</p> <p>オ 産業廃棄物減量税等の納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者</p> <p>カ 産業廃棄物減量税等の納税者等が有する財産を占有している第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者</p> <p>キ 産業廃棄物減量税等の納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者</p>
6 条例別表第 1 の 6 の項の規則で定める事務	ゴルフ場利用税又は軽油引取税に関する犯則事件の調査に関する犯則嫌疑者又は参考人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
7 条例別表第 1 の 7 の項の規則で定める事務	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第 7 項において準用する同法第17条第 7 項の規定による火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の書換の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
8 条例別表第 1 の 8 の項の規則で定める事務	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）による製造保安責任者免状若しくは販売主任者免状の交付若しくは再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
9 条例別表第 1 の 9 の項の規則で定める事務	<p>(1) 島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年島根県条例第39号。以下この項において「条例」という。）第 2 条第 1 項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>(2) 条例第 2 条第 2 項の登録の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>(3) 条例第 7 条第 1 項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p>
10 条例別表第 1 の 10 の項の規則で定める事務	産業廃棄物の排出の抑制、減量、再生利用等に資する施設等でその機能が効果的かつ先進的なものを設置し、又は改造する者に対する補助金の交付に係る事業計画書の受理、その事業計画書に係る事実についての審査又はその事業計画書に対する応答
11 条例別表第 1 の 11 の項の規則で定める事務	産業廃棄物の数量を正確に計量しその取引における透明性を確保するため、産業廃棄物搭載車両計量装置を設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第 6 項の許可を受けて産業廃棄物の処分を業として行う者に対する補助金の交付に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
12 条例別表第 1 の 12 の項の規則で定める事務	農薬取締法（昭和23年法律第82号）第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
13 条例別表第 1 の 13 の項の規則で定める事務	肥料取締法（昭和25年法律第127号）第22条第 1 項若しくは第 2 項又は第23条第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
14 条例別表第 1 の 14 の項の規則で定める事務	家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第 9 条の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
15 条例別表第 1 の 15 の項の規則で定める事務	県行治水造林条例（昭和10年島根県条例第 6 号）による分収に係る造林の契約に係る土地所有者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
16 条例別表第 1 の 16 の項の規則で定める事務	(1) 漁船法（昭和25年法律第178号。以下この項において「法」という。）第 4 条第 1 項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する

	<p>る応答</p> <p>(2) 法第4条第9項の規定による報告の受理又はその報告に係る事実についての審査</p> <p>(3) 法第10条第2項の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>(4) 法第17条第1項の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p>
17 条例別表第1の17の項の規則で定める事務	<p>(1) 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下この項において「法」という。）第3条第1項の登録又は同条第2項の登録の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>(2) 法第7条第1項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p>
18 条例別表第1の18の項の規則で定める事務	<p>漁業研修事業の事業計画書の受理、その事業計画書に係る事実についての審査又はその事業計画書に対する応答</p>
19 条例別表第1の19の項の規則で定める事務	<p>中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる中小企業設備近代化資金の貸付けを受けた者若しくはその相続人又は貸付けを受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p>
20 条例別表第1の20の項の規則で定める事務	<p>(1) 島根県中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年島根県規則第11号。以下この項において「規則」という。）第2条の資金の貸付けを受けた者若しくはその相続人又は貸付けを受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>(2) 規則第8条の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p>
21 条例別表第1の21の項の規則で定める事務	<p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地（その土地が埋立て又は干拓により造成されるものであるときは、その埋立て又は干拓に係る河川の敷地又は海底）若しくは当該土地に定着する物件について所有権を有し、又は当該土地若しくは物件に関する所有権以外の権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p>
22 条例別表第1の22の項の規則で定める事務	<p>(1) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下この項において「法」という。）第4条第1項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答</p> <p>(2) 法第5条第1項の規定による申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答</p>
23 条例別表第1の23の項の規則で定める事務	<p>(1) 採石法（昭和25年法律第291号。以下この項において「法」という。）第32条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>(2) 法第32条の7第1項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p>
24 条例別表第1の24の項の規則で定める事務	<p>(1) 砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下この項において「法」という。）第3条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>(2) 法第9条第1項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p>
25 条例別表第1の25の項の規則で定める事務	<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p>

## 別表第 2 (第12条関係)

区 分	事 務
1 条例別表第 2 の 1 の項 第 1 号の規則で定める事 務	島根県立高等学校の入学志願者のうち、保護者が県外に居住するもの又は海外から 帰国した生徒等の入学願書の受理、その入学願書に係る事実についての審査又はその 入学願書の提出に対する応答
2 条例別表第 2 の 1 の項 第 2 号の規則で定める事 務	島根県教育委員会奨学資金貸与規則を廃止する規則(平成14年島根県規則第16号) 附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる島根県教育委員会奨学資金 貸与規則(昭和57年島根県規則第64号)第16条第 1 項の規定による届出又はその届出 に係る事実についての審査
3 条例別表第 2 の 1 の項 第 3 号の規則で定める事 務	高等学校奨学資金貸与規則(平成14年島根県規則第17号)第16条第 1 項の規定によ る届出又はその届出に係る事実についての審査
4 条例別表第 2 の 2 の項 の規則で定める事務	地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第 1 項の規定による監査の請求の受 理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
5 条例別表第 2 の 3 の項 の規則で定める事務	(1) 土地収用法(以下この項において「法」という。)第39条第 1 項(法第138条第 1 項において準用する場合を含む。)若しくは第94条第 2 項(法第124条第 2 項 (法第138条第 1 項において準用する場合を含む。)又は第138条第 1 項において準 用する場合を含む。)の判決の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又 はその申請に対する応答 (2) 法第47条の 3 第 1 項(法第138条第 1 項において準用する場合を含む。)の明渡 判決の申立ての受理、その申立てに係る事実についての審査又はその申立てに対す る応答 (3) 法第116条第 1 項(法第138条第 1 項において準用する場合を含む。)の協議の確 認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

様式第 1 号中「(第 2 条関係)」を「(第 6 条関係)」に改める。

様式第 2 号中「(第 3 条関係)」を「(第 7 条関係)」に改める。

様式第 3 号から様式第 5 号までの様式中「(第 4 条関係)」を「(第 8 条関係)」に改める。

様式第 6 号中「(第 5 条関係)」を「(第 9 条関係)」に改める。

様式第 7 号及び様式第 8 号中「(第 6 条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

(島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

2 島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和61年島根県規則第 7 号)の一部を次のように改正す  
る。

第 3 条に次の 1 項を加える。

4 県内の市町村の住民基本台帳に記録されている者は、前項第 1 号及び第 4 号に掲げる書類の添付を省略することが  
できる。

第 6 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、県内の市町村の住民基本台帳に記録されている者は、同項第 1 号及び第 4 号に掲げる書類の添付を省略す  
ることができる。

(島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正)

3 島根県中小企業高度化資金貸付規則(昭和51年島根県規則第11号)の一部を次のように改正する。

様式第1号別紙2の添付書類2中「抄本」の次に「(県内の市町村の住民基本台帳に記録されている者は、省略することができる。)」を加える。

(高等学校奨学資金貸与規則の一部改正)

4 高等学校奨学資金貸与規則(平成14年島根県規則第17号)の一部を次のように改正する。

様式第7号の注を次のように改める。

(注) 1 該当する区分の番号を で囲むこと。

2 県内の市町村の住民基本台帳に記録されている者は、区分欄の1、2、6又は7に掲げる添付書類を省略することができる。

---

島根県農業技術センター分析等に関する規則をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第11号

島根県農業技術センター分析等に関する規則

(趣旨)

第1条 島根県農業技術センター(以下「センター」という。)において依頼を受けて行う農業又は食品に関する分析、試験等については、この規則の定めるところによる。

(分析又は試験の依頼)

第2条 農業又は食品に関する分析又は試験(以下「分析等」という。)を依頼しようとする者は、分析等依頼書(様式第1号)に次に掲げる種類に応じた量の試料を添えて、センターの長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。ただし、所長が必要と認めるときは、試料の量を増加させることができる。

(1) 土壌 1キログラム

(2) 農業用水 2リットル

(3) 農作物 1キログラム

(4) 肥料、食品その他の試料 その都度所長が定める量

(依頼への対応)

第3条 所長が分析等を行う必要がないと認めるとき、又はセンターにおいて分析等を行うことができないときは、依頼に応じないことがある。

(成績書の交付)

第4条 所長は、第2条の規定により依頼された分析等が完了したときは、分析等成績書(様式第2号)を当該分析等を依頼した者に交付する。

2 食品に関する分析又は試験について前項に規定する分析等成績書の複本の交付を請求しようとする者は、成績書複本交付申請書(様式第3号)を所長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にセンターにおいて行う農業に関する分析を依頼している者は、第2条の規定により農業に関する分析を依頼している者とみなす。

様式第 1 号 ( 第 2 条関係 )

分 析 等 依 頼 書

年 月 日

島根県農業技術センター所長 様

住所  
依頼者 氏名 印  
( 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 )

下記のとおり分析等を依頼します。

記

試 料 名			
採取、生産等を行った場所			
採取、生産等を行った年月日	年 月 日		
分析等の内容	件 数	単 価 ( 円 )	手数料 ( 円 )
計			

収入証紙はり付け欄

様式第2号(第4条関係)

分 析 等 成 績 書	
依 頼 者	住 所
	氏 名 又 は 名 称
依 頼 年 月 日	年 月 日
試 料 名	
採 取、生 産 等 を 行 っ た 場 所	
採 取、生 産 等 を 行 っ た 年 月 日	年 月 日
分 析 等 成 績	

上記のとおり分析等の結果を証明します。

年 月 日

島根県農業技術センター所長

印

様式第 3 号 ( 第 4 条関係 )

成 績 書 複 本 交 付 申 請 書

年 月 日

島根県農業技術センター所長 様

申請者 住所  
氏名 ④  
( 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 )

分析等成績書の複本を下記のとおり交付願います。

記

交 付 年 月 日	分 析 等 の 内 容	複 本 の 部 数 ( 部 )	摘 要
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

収入証紙はり付け欄

告 示

島根県告示第324号

島根県農業技術センター分析規程（昭和27年島根県告示第12号）は廃止し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第325号

島根県しまねの味開発指導センター分析等実施要綱（平成3年島根県告示第678号）は廃止し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

訓 令

島根県訓令第4号

本 庁  
地方機関

島根県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成14年島根県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条第11号中「平成15年島根県規則第30号）第3条第4項」を「平成18年島根県規則第17号）第3条第3項」に、同条第12号中「第3条第5項」を「第3条第4項」に改める。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第15条第2項を削り、同条を第14条とする。

第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。